

# 令和7年度 登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業 業務委託先募集要項

## 1 事業概要・目的

急激な人口減少が進む奥三河地域（※1）では、様々な分野で深刻な担い手不足が問題となっている。東三河総局の取組などにより、史跡の保全といった分野においては、担い手の確保が進みつつあるが、奥三河地域の重要な観光資源である登山道を始めとしたアウトドアフィールドの保全などが十分にできていないといった課題がある。

そこで、奥三河地域で依然不足している担い手を確保するため、アウトドア活動に関心のある奥三河周辺地域の人々を呼び込み、地域住民（※2）との交流を深めることにより、さらなる関係人口を構築・拡大する。

また、地域貢献活動や現場研修を実施、又は検討している企業を呼び込み、地域が稼ぐ力を新たに生み出せるよう実証実験を行う。

（※1）奥三河地域：新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

（※2）地域住民：保全活動場所周辺に居住している人や従前から保全活動を行っている人等

## 2 業務内容

上記の目的を達成するため、別添 令和7年度 登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業 業務委託仕様書のとおり委託する。

## 3 契約条件

### （1）契約形態

委託契約

### （2）契約金額限度額

2,524,000円（消費税及び地方消費税込み）

### （3）契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

### （4）契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

### （5）契約方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者を受託予定者とし、業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

ただし、審査の結果、一定の水準を満たさないと認められる場合は、委託契約を締結しないことがある。

### （6）受託予定者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(7) 契約金の支払条件

精算払いとする。

(8) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において契約金額限度額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

イ 業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、愛知県と協議のうえ、業務の一部を再委託することができる。

#### 4 応募資格

応募の有資格者は、次のすべてに該当する者とする。

なお、共同企業体（JV）形式での応募も認めるが、1事業者が2つ以上のJVに重複して応募すること、又はJVに参加しながら単独で応募することは認めない。

(1) 企画提案書提出時点において、愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」中「営業種目（中分類）03. 映画等製作・広告・催事」及び「営業種目（中分類）07. 調査委託」に登録されている者であること。

(2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。

(6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

#### 5 応募方法等

別添 令和7年度 登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業 業務委託 企画提案書作成要領に基づき、提出書類を作成すること。

(1) 企画提案に係る提出書類

ア 企画提案書表紙（様式1）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 業務実施体制書（様式2）

エ 事業スケジュール（様式任意）

- オ 見積書（様式任意）
- カ 誓約書（様式3）
- キ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）
- ク 会社の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- ケ 決算報告書（直近1か年度）
- コ 企画提案書の非開示願（様式5、必要な方のみ）

(2) 提出部数

各10部

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 令和7年5月22日（木）午後5時必着
- イ 提出先 〒441-1365 新城市字石名号20-1  
愛知県新城設楽総合庁舎2階  
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所 山村振興課 行政・山村振興グループ
- ウ 提出方法 **持参**（受付時間は平日午前9時から午後5時まで）、**郵送**（配達証明に限る。）又は**宅配便**（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可とする。

(4) その他注意事項

- ア J Vの場合は、J Vを代表し、愛知県と連絡調整等を行う者を提案の責任者（代表会社）として書類を提出すること。
- イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- ウ 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しない。また、提出資料は返却しない。
- エ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- オ 企画提案書について情報公開開示請求があった場合は、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。
- カ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- キ 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ク 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制の変更は原則認めない。
- ケ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。（契約終了後も同様とする。）
- コ 提出された企画提案書は、委託先決定のための資料であり、正式な企画書は愛知県と協議のうえ決定する。
- サ 本業務については、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。
- シ この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定める。

## 6 説明会

応募を希望される方を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

### (1) 開催日時

令和7年4月25日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

### (2) 開催方法

オンライン（Microsoft Teams）による。

### (3) 参加申込方法

参加申込は下記のとおり電子メールで行う。

- ・電子メールのタイトルに「登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業業務委託説明会への参加」と記載すること。
- ・本文中に団体名、参加者氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載すること。
- ・令和7年4月24日（木）正午までに新城設楽振興事務所の電子メール（shinshiroshitarapref.aichi.lg.jp）あてに送信すること。

## 7 応募に関する問合せ

本業務に関する質問等がある場合は、別紙『令和7年度 登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業応募に関する質問』により、令和7年5月9日（金）正午までに電子メール（shinshiroshitarapref.aichi.lg.jp）で提出すること。件名は『登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業に関する質問』とすること。

質問等への回答は、令和7年5月13日（火）までに問合せのあった団体宛てに電子メールで回答するほか、新城設楽振興事務所のWebページに掲載する。なお、質問が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答する。

## 8 提案の審査・受託候補者の選定等

### (1) 審査方法

- ア 提出された企画提案書について、愛知県が形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査する。選定委員会においては、企画提案書の内容について総合的に評価・審査を行う。なお、県が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを行う。日程等プレゼンテーションの詳細は、別途県から提案者に連絡する。
- イ 企画提案書を提出した者が3者を超える場合は、選定委員会に先立ち県による一次審査を行い、一次審査において上位3者となった者を、選定委員会における審査の対象とする。
- ウ 一次審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとする。また、異議申し立ては認めない。
- エ 1提案者につき説明20分以内、質疑応答10分程度のプレゼンテーションを実施し、プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書のみとする。

オ プレゼンテーションの参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。また、プレゼンテーションに参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

## (2) 審査基準

選定委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行う。

なお、【業務遂行能力】及び【企画提案能力】の各評価項目において1つでも不適切との評価のある企画提案は不採択とする。

### 【業務遂行能力】

#### ① 事業実施の基本的な運営方針

- ①-1 事業の趣旨を十分に理解しているか。
- ①-2 提案された内容や手法、スケジュールは具体的且つ適切であるか。
- ①-3 業務の遂行に必要なスキル、ノウハウ、専門的知見、経験があるか。
- ①-4 業務の円滑な遂行に必要な体制ができているか。

#### ② 概算費用

- ②-1 事業内容に対して経費見積が妥当な金額となっているか。

### 【企画提案能力】

#### ① 登山道保全活動を切り口とした奥三河周辺地域からの担い手確保

- ①-1 登山道保全活動場所の調査対象は、地権者や法令等の問題、保全活動における安全性が配慮されているか。
- ①-2 登山道保全活動の基礎講習の実施案については、アウトドア活動に関心のある奥三河周辺地域の人々の参加が期待できる講師や開催場所、時期となっているか。
- ①-3 登山道保全活動の実施案については、地域住民と保全活動を実施することにより、地域住民と参加者が活発に交流し、関係性を構築することが期待できる内容となっているか。
- ①-4 登山道保全活動後の山登り会の実施案については、地域住民と参加者が活発に交流し、関係性を構築することが期待できる内容となっているか。

#### ② 企業の地域貢献活動や現場研修による担い手確保の実証実験

- ②-1 地域貢献活動や現場研修を実施、又は検討している企業の調査にあたっては、実現可能性の高い企業を調査の対象としているか。
- ②-2 受け入れ先事業者の確保にあたっては、業務遂行能力がある奥三河地域の事業者を想定しているか。
- ②-3 実証実験案は、企業の事情等に配慮した時期・場所で開催されることとなっているか。また、受け入れ事業者の新たな収入源を見据えた規模感や、内容となっているか。

- ③ その他効果的と認められる独自の提案があるか。

### 【社会的価値の実現に資する取組】

- ① 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

#### (3) 審査結果の通知

審査結果については、全企画提案者に対して電子メールで連絡する。文書での通知は、その後、速やかに行うものとする。

### 9 スケジュール（予定）

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始  | 令和7年4月22日（火）       |
| (2) 事業者説明会    | 令和7年4月25日（金）       |
| (3) 質問受付期限    | 令和7年5月9日（金）正午まで    |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月22日（木）午後5時必着 |
| (5) 選定委員会の実施  | 令和7年5月29日（木）（予定）   |
| (6) 委託契約      | 令和7年6月上旬           |
| (7) 実績報告書の提出  | 令和8年3月13日（金）       |

### 10 問合せ及び書類提出先

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所 山村振興課 行政・山村振興グループ  
令和7年度 登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業  
担当 田嶋・渡部

〒441-1365 新城市字石名号 20-1

電話 0536-23-2115 FAX 0536-23-2125

電子メール [shinshiroshitara@pref.aichi.lg.jp](mailto:shinshiroshitara@pref.aichi.lg.jp)